

第三十条 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を次の表のように改正する。

改正後

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項
 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定
 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の
 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費
 用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護
 予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス
 事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業
 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は
 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
 額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六十六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千七百二十八円
従来型個室（特養等）	一日につき千二百三十一円
従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千七百二十八円
多床室（特養等）	一日につき九百十五円
多床室（老健・医療院等）	一日につき四百三十七円

備考

一〇六（略）

改正前

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項
 第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定
 介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の
 額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費
 用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護
 予防サービス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サービス
 事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業
 所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は
 、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる
 額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき二千六十六円
ユニット型個室的多床室	一日につき千六百六十八円
従来型個室（特養等）	一日につき千七百七十一円
従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千六百六十八円
多床室（特養等）	一日につき八百五十五円
多床室（老健・医療院等）	一日につき三百七十七円

備考

一〇六（略）

（傍線部分は改正部分）